

平成 29 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 30 年 4 月 13 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

7 消防本部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 予防課	<p>ア 火災予防対策の強化について</p> <p>浜田市の火災件数は、平成 28 年が 24 件、平成 29 年が 40 件となっており発生件数が増加している。高齢世帯が増加しており、被害が拡大しないための火災予防の対策が重要であり、住火災予防警報器設置の普及活動等、事前予防対策の推進に努められたい。</p>	<p>全国では平成 28 年中の住宅火災による死亡者総数 879 人のうち、高齢者が占める割合は約 7 割 (612 人) に上り、今後、日本が直面している超高齢社会の進展に伴い、この割合がさらに増加することが懸念されています。</p> <p>これらのことから、高齢者の方に多い火災原因 (ストーブ、電気器具、コンロ、ローソク) を中心に、自主防災組織、消防団などと連携した町内会・自治会等での訓練の中で、自宅内における防火対策について特化した啓発が必要と考えます。</p> <p>予防課では、各団体に防火講話の開催を呼びかけ、実施回数及び参加人数を数値化して管理していきます。</p> <p>住宅用火災警報器については、設置が義務付けられてから 10 年が経過し、電池、機器の取替えの時期が来ていること、また市内の約 3 割の住宅が未設置であることから電気店などの取扱店及び消防団と協力しながら普及啓発をしていきます。</p>
(2) 警防課	<p>ア 消防団の体制及び環境整備について</p> <p>消防団員は、浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条において、定員を1,065人と規定されているが、927名 (平成30年2月現在) の任命状況となっている。この定員は、地域の消防力を担うために必要とする団員数</p>	<p>効果的な団員募集活動の実施について</p> <p>1 県立大学や、各種専門学校の学生等に対して、学生消防団認証制度の広報を継続して行い、認知度を高め団員確保に繋がります。</p>

	<p>を定めたものであるが、充足しているとはいえず、更なる昼間人口の減少、高齢化の振興に伴い活動困難な地域が発生するおそれがある。警防課では、団員確保のため県立大学等及び市内事業所での募集活動を行っているが、団員の増加には至っていないため、より効果的な団員確保策を検討し、粘り強い働きかけや啓発活動に努められたい。また、実活動団員が平均約600名という状況は消防組織体制に不安があり、職場の理解への働き掛けや、地域の枠を超えた効率的な活動体制を推進し、団員が活動しやすい環境整備を行うよう図られたい。</p>	<p>2 現在浜田市内21事業所が消防団協力事業所に認定されています。企業訪問を中心に活動を広げ、協力事業所を増やすよう努めます。</p> <p>消防団員が活動しやすい環境整備の推進について</p> <p>1 消防団員のサラリーマン化や昼間人口の減少する中においても、各種災害出動に対して、効率的な車両運用が出来るように車庫の集約を検討します。</p> <p>2 多様化する各種災害に対して、迅速・的確に対応できるよう消防団車庫の集約による拠点化を図り、駐車場の整備等利便性の向上を図ります。</p>
--	--	--